

様式 2

令和 年 月 日

公益社団法人 宮城県食品衛生協会長殿

### 食品衛生責任者養成講習会受講申込書

貴協会が開催する食品衛生責任者養成講習会の申し込みに当たっての注意を承諾の上、受講手数料を添えて下記のとおり申し込みます。

#### 記

#### 1. 受講者

ふりがな		性別	生年月日
氏 名		男 ・ 女	年 月 日
自宅住所			
電 話			

#### 2. 受講希望日

令和 年 月 日 (会場名 : )

#### 3. 受講料 6,000円

#### 受講申し込みの注意

- 1 受講者は、食品衛生責任者として受講が義務付けられている方から順に決定しますので、受講定員に満たない場合受講を認め、遅くとも1週間前までにはご連絡します。
- 2 受講者の都合で受講しなかった場合、事前準備に要した経費を差し引いた額をお返しします。
- 3 受講の際は、テキスト等を配布し、終了後に修了証書、食品衛生責任者手帳、食品衛生責任者名札を交付します。

養成講習会

私学公益法人課 公益法人班 022-211-2295 担当：櫻井、森川、熊坂

公益社団法人 宮城県食品衛生協会

○三役会の招集・開催

○理事会

vs 開催を中止

理事会の開催中止、理事会の決議省略 ⇐ 定款○条

↳ 正副会長協議で決定

理事・監事に通知

:

: (緊急事態宣言に併せての対応)

協議決議に代えて

↓

関係書類+同意書(監事には確認書)を郵送

**総会**: 書面による議決権行使をもって総会決議に代える

M: 公益社団法人の最終意思決定機関 重要会議。中止(未開催)は☒

◇開催延期対応: 6月末事業報告に遅延……事前に相談

◇書面決議(みなし決議)……会議に代わる方法(内閣府通知)

▼会員全員同意必要。会員多勢……事実上実施不可

M: 開催方法の検討

◇開催延期による方法=最優先

↓ コロナが長引き延期も無理

◇例外措置 以下の対応でもって総会に代わるものと**みなす**

①会議開催不可、緊急的な措置として、

書面による同意をもって総会決議に代えることとしたい。

(この旨の周知)

②意思表示のない場合(返信がない場合)同意したものとみなす。

(告知)

③資料とともに「質問書」等式同封

(会員間が質問、意見を述べる機会確保)

④議事録に今回の経緯、緊急・例外措置である旨、記載。

⑤会議開催できる状況になったら、臨時総会開催、会員に報告

★書面決議……社員全員の同意でなければ、法令上の書面決議でない。

★①～⑤もやむを得ない会議が開催できない代替りの手段として対応

可能な手段..

↓

全会員に意思表示の機会の確保・法人としての意思決定が明確・資料、記録で確認できる

書面のやり取りをもって総会決議に代える ↔ やむを得ない。

法人法第51条・58条 議決権の行使、書面による決議省略の法令に定める方法ではない。

上記の方法であれば、違反として扱わない。

臨時総会にこだわらず、広報誌、HP、次年度総会報告でよい。

(社員総会の決議の省略)

**第五十八条** 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 一般社団法人は、前項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

**第五十九条** 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

**第五十一条** 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

3 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(電磁的方法による議決権の行使)

**第五十二条** 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該一般社団法人に提供して行う。

2 社員が第三十九条第三項の承諾をした者である場合には、一般社団法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

- 3 第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。
- 4 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。  
(理事会の決議)

**第九十五条** 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。  
(理事会の決議の省略)

**第九十六条** 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。